

広島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.7E-2	6.0E-1	4.8E+1	48.8
64	エトフェンプロックス	4.1E+1	2.8E+1	3.5E+1	1.1E+1	115.1
117	テブコナゾール				4.0E+0	4.0
139	トラロメトリン			3.6E+0	1.3E+0	4.9
140	フェンプロパトリン			4.9E+0		4.9
153	テトラメトリン	3.6E+2	2.0E+1	4.5E+2		830.9
181	ジクロロベンゼン	7.2E+2	4.2E+2			1,143.4
225	トリクロロホン		1.4E+1			14.3
248	ダイアジノン		1.3E+0			1.3
251	フェニトロチオン		3.4E+2	6.1E+0		342.0
252	フェンチオン	8.1E+0	1.3E+2	8.1E+0		144.4
256	デカン酸				6.7E-2	0.1
350	ペルメトリン	6.7E+1	8.6E+1	7.1E+1	3.8E+1	261.9
405	ほう素化合物		1.6E+0	6.1E+1	1.9E+0	64.2
427	カルバリル			3.2E+2		322.8
428	フェノブカルブ			2.0E+2	1.2E+2	317.0
457	ジクロロボス	1.4E+2	1.5E+3			1,593.5
合 計		1.3E+3	2.5E+3	1.2E+3	2.2E+2	5213.7

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等